

別表2 配分対象の追加項目

(1) 被災者に対する配分

区分	配分対象	配分額	公的支援等	備考
1 災害復旧作業 重傷者	災害復旧作業を要因として重傷を負った被災者（1か月以上の治療を要する方）	入院	20万円	
		通院	10万円	
2 母子・父子世帯等	床下浸水（土砂流入）以上の住家被害を受けた世帯であって、母子・父子世帯（今回の災害により母子・父子世帯になった世帯を含む）又は重度障害者・児若しくは要介護3以上の者が在宅していた世帯	全壊、大規模半壊、半壊	40万円	○母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 ○障害福祉サービス利用者負担額の減免 ○介護保険料の減免 ○介護保険利用者負担額の減免など
		床上浸水、一部破損、床下浸水（土砂流入）	20万円	
3 墓石流出	墓石流出の被害を受けた墓地区画の使用者	20万円		「墓石流出」とは、墓石が、使用する墓地区画の外へ流出した場合をいう。

注 被害を受けた墓が複数の場合でも、各配分対象者につき、1配分とする。

(2) 地域における取組への配分

配分対象	配分額	公的支援等	備考
1 被災した集会所であって、その地域の被災者が合意の下にその復旧に取り組むもの（用地取得費を除く。）	復旧に要した費用相当額（集会施設整備費補助金の交付対象となる場合は、当該補助金の額を差し引いた額） （建替は1,000万円、改修は500万円を限度とする。）	○集会施設整備費補助金	
2 被災により破損した私道であって、その地域の被災者が合意の下にその復旧に取り組むもの	復旧に要した費用相当額（私道整備工事費補助金の交付対象となる場合は、当該補助金の額を差し引いた額）	○私道整備工事費補助金	
3 被災した墓地であって、その地域の被災者が合意の下に共用部分や区画等の復旧に取り組むもの（個別区画内の墓石の再建は除く。）	復旧に要した費用相当額のうち自己負担額を超える額		
4 被災により土砂流出した法面（ <u>住家等の宅盤に係るものを含む。</u> ）であって、その地域の被災者が合意の下に二次災害防止（建物や公共的空間等への被害防止）のためにその復旧に取り組むもの	復旧に要した費用相当額 <u>（住家等の宅盤に係る法面の復旧に取り組む場合は、復旧に要した費用相当額の9割の額とし、住家は1世帯につき500万円、その他は1所有者につき250万円を限度とする。）</u>	○急傾斜地崩壊対策事業	
5 町内会・自治会において、被災により流失した備品又は災害復旧に係る作業に必要な備品を購入したもの	購入に要した費用相当額（100万円を限度とする。）		
6 地域の被災者が合意の下に被災した地域のコミュニティ資源の復旧として取り組むもの	復旧に要した費用相当額（100万円を限度とする。）		「地域のコミュニティ資源」とは、地域で生まれ親しまれてきたもので、例えば、記念碑等をいう。